

令和元年の洪水等を踏まえた 協議会における取組内容の充実について

令和2年5月29日

福知山河川国道事務所

■ 令和元年の洪水等を踏まえた協議会における取組内容の充実

協議会では、現在の由良川の取組方針に加えて、地域の実情を踏まえつつ、特に以下に示す令和元年の洪水での課題等に対応するための事項について取り組む予定である。

1. 緊急速報メールによる洪水情報の提供

- ・緊急速報メールの配信の有無、配信対象に関して、河川事務所等と市町村間での認識に齟齬がないよう、情報共有を継続して行う。

2. 大雨特別警報の警報への切り替え時の洪水予報の発表

- ・今年度より新たに国管理河川において、大雨特別警報が警報に切り替わるタイミングでも今後の河川水位上昇の見込みや最高水位となる時間帯などを、指定河川洪水予報として発表することとなった。
- ・大雨特別警報の「解除」を安心情報として捉えられることのないよう、協議会の各構成員は当該情報を、大雨のピーク後に発生する氾濫への注意喚起に活用する。

3. 堤防決壊情報の確実な共有

- ・堤防の決壊が発生した場合には、その事実が確実に市に対して迅速に伝達されるよう情報共有体制に努める。
- ・堤防の決壊を水防団等が発見した場合は、速やかに河川管理者とも情報共有されるべきことを水防管理団体に改めて周知する。

4. 公共交通事業者の参画及び連携強化

- ・公共交通事業者について、住民の避難行動や水害後の復興に関係するため、必要に応じ協議会の構成員に加えるとともに、情報伝達など水害時の対応の検討について連携強化に努める。

5. 協議会における「地域の取組方針」の見直し

- ・令和2年度をもって「地域の取組方針」の対象期間が終了するため、上記の内容も踏まえ、令和2年度中に「地域の取組方針」の見直しを行う。